

国立大学法人富山大学安全保障輸出管理規則

平成24年 3 月21日制定	平成24年 8 月 1 日改正
平成25年11月 5 日改正	平成26年 3 月25日改正
平成26年 6 月24日改正	平成27年 4 月 1 日改正
平成28年 4 月 1 日改正	平成28年 4 月21日改正
平成28年12月 1 日改正	平成30年 3 月27日改正
令和元年 9 月24日改正	令和 2 年 1 月28日改正
令和 3 年 3 月30日改正	令和 4 年 3 月30日改正
令和 4 年 5 月12日改正	令和 4 年 8 月29日改正
令和 5 年 3 月29日改正	令和 6 年 3 月26日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 管理体制（第5条～第9条）
- 第3章 安全保障輸出管理委員会（第10条）
- 第4章 手続（第11条～第17条）
- 第5章 管理（第18条～第20条）
- 第6章 危機管理（第21条）
- 第7章 教育及び指導（第22条，第23条）
- 第8章 監査（第24条）
- 第9章 罰則等（第25条）
- 第10章 雑則（第26条，第27条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は，国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における相手先との取引に係る安全保障輸出の管理（以下「輸出管理」という。）を適切に行うために必要な事項を定め，もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は，当該各号の定めるところによる。

- （1）外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく政令，省令，通達等をいう。
- （2）取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。

- (3) 相手先 技術の提供については当該技術を利用する者を、貨物の輸出については当該貨物の需要者をいう。
- (4) 技術の提供 外国（外為法第6条第1項第2号に定める地域をいう。以下同じ。）に向けて行う技術の提供又は外国における相手先へ技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供（非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供を含む。）をいい、情報交換に伴うものを含む。
- (5) 貨物の輸出 外国を仕向地として、相手先に貨物（外為法第6条第1項第15号に定める動産をいう。以下同じ。）を送付すること（国内における貨物の送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）及び自ら手荷物を持ち出すことをいう。
- (6) 規制技術等 国際的な平和及び安全の維持の観点から、外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。
- (7) リスト規制技術 規制技術等のうち、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の第一の項から第一五の項までに定める技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 規制技術等のうち、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第一の第一の項から第一五の項までに定める貨物をいう。
- (9) キャッチオール規制技術等 規制技術等のうち、外為令別表の第一六の項に定める技術及び輸出令別表第一の第一六の項に該当する貨物をいう。
- (10) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第一の第一の項に定める貨物をいう。
- (12) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵（貯蔵は大量破壊兵器等に限る。）を行うことをいう。
- (13) 該非判定 予定している取引が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。
- (14) 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先における開発等の内容、用途及び需要者（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）の確認を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (15) 部局 学部、教養教育院、研究科、教育部、学環、学術研究部、和漢医薬学総合研究所、附属病院、附属図書館、機構、学内共同教育研究施設、学外との連携による教育研究施設、保健管理センター、未病研究センター、ダイバーシティ推進センター及び事務局をいう。
- (16) 教職員等 本学の役員、教職員その他本学に雇用されるすべての者をいう。
- (17) 学生等 本学の学生（特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生及び研究生を含む。）

をいう。

- (18) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第 4672 号昭和 55 年 11 月 29 日）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (19) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (20) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第 492 号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

（適用範囲）

第 3 条 この規則は、教職員等及び学生等が、本学における教育、研究その他の活動として行うすべての取引に適用する。

第 4 条 本学における輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- （1）国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。
- （2）取引に当たっては、外為法等及びこの規則（この規則により別に定めるものを含む。）を遵守すること。
- （3）輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに輸出管理に係る体制の整備及び充実に努めること。

第 2 章 管理体制

（安全保障輸出管理最高責任者）

第 5 条 本学に、輸出管理に係る重要事項の最終決定を行うため、安全保障輸出管理最高責任者（以下「管理最高責任者」という。）を置く。

- 2 管理最高責任者は、学長をもって充てる。
- 3 管理最高責任者は、規則等の制定及び改廃、経済産業大臣への許可申請を行うほか、外為法等又は本規則に違反する事実が発生した場合の再発防止策を講じる。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第 6 条 本学に、管理最高責任者の命を受け、輸出管理に係る業務を統括するため、安全保障輸出管理統括責任者（以下「管理統括責任者」という。）を置く。

- 2 管理統括責任者は、学長が指名する理事又は特命理事をもって充てる。
- 3 管理統括責任者は、規則等改廃案の作成、該非判定及び二次取引審査の承認、文書管理、監査、教育及び指導を行う。

(安全保障輸出管理責任者)

第7条 輸出管理に係る業務を適切に実施するため、管理統括責任者の下に、安全保障輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、国際機構国際 IR・安全保障輸出管理部門長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、管理統括責任者を補佐し、別に定める「事前確認シート」の確認、該非判定及び二次取引審査に関する業務、特定類型該当者の把握、輸出管理の手続に関する相談への対応その他輸出管理に関する業務を行う。

(安全保障輸出管理部局責任者)

第8条 部局における輸出管理に係る業務を適切に実施するため、管理統括責任者の下に、部局に安全保障輸出管理部局責任者（以下「管理部局責任者」という。）を置く。

- 2 管理部局責任者は、部局の長をもって充てる。
- 3 管理部局責任者は、「事前確認シート」の承認、該非判定の承認及び一次取引審査の承認を行う。

(安全保障輸出管理部局アドバイザー)

第9条 管理部局責任者は、外為法等における専門的な助言を行わせることにより、当該部局における相手先との取引に係る輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、安全保障輸出管理部局アドバイザー（以下「部局アドバイザー」という。）を置くことができる。

- 2 前項の規定により部局アドバイザーを置く場合において、一の部局でこれを置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。
- 3 部局アドバイザーは、当該部局の教職員等のうちから、管理部局責任者が指名する者をもって充てる。この場合において、前項の規定による部局アドバイザーにあつては、関係部局の協議に基づき、指名するものとする。
- 4 部局アドバイザーは、専門的な助言、帳票類の作成支援を行う。

第3章 安全保障輸出管理委員会

(安全保障輸出管理委員会の設置)

第10条 本学に、輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 輸出管理に係る規則等の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 輸出管理に係る教育・研修等の実施に関すること。
 - (3) 輸出管理における該非判定及び取引審査に関すること。
 - (4) 輸出管理に係る監査に関すること。
 - (5) その他輸出管理に必要な事項に関すること。

- 3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 管理統括責任者
 - (2) 管理統括責任者が国際機構運営会議委員のうちから指名する者 若干人
 - (3) 管理責任者
 - (4) 管理統括責任者が指名する部局アドバイザー 若干人
 - (5) その他委員会が必要であると認める者
- 4 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 7 第3項第2号、第4号及び第5号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 8 前項に定める委員に任期の途中で交替があった場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 9 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 10 議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 11 委員会は、必要があると認めた場合には委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 手続

(事前確認)

- 第11条 教職員等は、相手先との取引をしようとするときは、「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理部局責任者の承認を得なければならない。この場合において、教職員等は、必要に応じて管理部局責任者に別に定める「誓約書」を提出しなければならない。
- 2 取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。
- 3 教職員等は、管理部局責任者の承認を得た「事前確認シート」を管理責任者に送付し、確認を受けるものとする。
- 4 第1項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第12条（該非判定）、第13条（用途確認）及び第14条（需要者確認）の手続を経て、第15条の取引審査の手続を行わなければならない。
- 5 教職員等は、第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と判断された場合には、当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第 12 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術等に該当するかについて該非判定を行い、別に定める「該非判定票」を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

- (1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術等に該当するかを該非判定する。
- (2) 本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、入手先から該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、前号の手続により該非判定が可能な場合には、入手先からの該非判定書等の入手を省略することができる。

(用途確認)

第 13 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別に定める「用途」チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

(需要者確認)

第 14 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを、別に定める「需要者」チェックシート」等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第 15 条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制技術等及びキャッチオール規制技術等を審査する観点から別に定める「審査票」を起票し、管理部局責任者による一次審査を経て、管理統括責任者による二次審査を受け、承認を得なければならない。

- 2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。
- 3 管理統括責任者は、二次審査に当たり、必要に応じて委員会を開催し、該非判定及び取引審査に係る確認を行うことができる。
- 4 管理統括責任者は、取引審査の結果について管理最高責任者に報告するとともに、管理部局責任者を經由して書面により教職員等に通知するものとする。
- 5 教職員等は、取引審査の結果について通知を受けた後、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合、又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合は、改めて事前確認及び取引審査を受けなければならない。

(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)

- 第 16 条 管理最高責任者は、取引審査において、規制技術等に該当し、外為法に基づく経済産業大臣の許可を要するものとされた場合には、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、経済産業大臣に対し許可申請を行う。
- 2 教職員等は、前項による外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を受けない限り、当該取引を行うことができない。
 - 3 許可申請の際に提出する資料は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

(学生等が取引を行う場合の取扱い)

- 第 17 条 学生等は、教育・研究目的において第 11 条から第 15 条までに定める手続が必要となった場合は、主として指導を受ける教職員等の指導の下で当該手続を行わなければならない。

第 5 章 管理

(技術の提供管理)

- 第 18 条 教職員等は、技術の提供を行う場合は、第 11 条の事前確認及び第 15 条の取引審査の手続が終了していること、外為法の許可が必要な場合は経済産業大臣の許可を得ていること、及び提供する技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。ただし、事前確認により、取引審査の手続が不要であることが承認された場合は、取引審査の手続を要さない。
- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

- 第 19 条 教職員等は、貨物の輸出を行う場合は、第 11 条の事前確認及び第 15 条の取引審査の手続が終了していること、貨物の内容に変更がないこと、貨物が出荷書類の記載内容

と同一のものであること、及び外為法の許可が必要な場合は経済産業大臣の許可を得ていることを確認しなければならない。ただし、事前確認により、取引審査の手続が不要であることが承認された場合は、取引審査の手続を要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教職員等は、貨物の輸出を行う場合において、通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、管理部局責任者を經由して管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。
- 4 管理統括責任者は、前項の報告があった場合には、直ちに管理最高責任者にその旨を報告するとともに、必要に応じて委員会を招集してその対応策について協議し、適切な措置を講じるものとする。

(文書管理等)

第20条 教職員等は、輸出管理に係る書類（文書、図面、電磁的記録媒体等をいう。次項において同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 2 教職員等は、輸出管理に係る書類は、取引が行われた日の属する年度の翌年度から起算して7年間保管しなければならない。

第6章 危機管理

(通報及び報告)

第21条 教職員等は、外為法等又はこの規則に基づく定めに対する違反又は違反のおそれがあることを知ったときは、直ちに管理部局責任者にその旨を通報しなければならない。

- 2 教職員等は、事前確認並びに取引審査において相手先との取引が承認された後（経済産業大臣の許可が必要な相手先との取引にあつては、当該許可が得られた後）、当該取引について、兵器等の開発等に用いられるおそれ等があることが新たに明らかとなったとき並びに外国において技術情報若しくは貨物の紛失又は盗難に遭ったときは、直ちに管理部局責任者にその旨を通報しなければならない。
- 3 管理部局責任者は、前2項のいずれかの通報を受けた場合は直ちに管理統括責任者にその旨を報告するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果について管理統括責任者に報告しなければならない。
- 4 管理統括責任者は、前項の調査の結果について管理最高責任者へ報告するとともに、当該結果より、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれがあるときは、必要に応じて委員会を招集してその対応措置について協議し、速やかに本学の関係部署に対応を指示するとともに遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。
- 5 管理統括責任者は、前項の場合において、特に重大な違反があると認めるときは、事実関係を確認し、管理最高責任者とその対応について協議するものとする。
- 6 管理最高責任者は、外為法等に違反したとき又は違反したおそれがあった際は、再発防

止のために必要な措置を講じるものとする。

第7章 教育及び指導

(教職員等への教育及び指導)

第22条 管理統括責任者は、教職員等に対して、外為法等及びこの規則の遵守に関して理解を深め、その確実な実施を図るため、輸出管理に係る教育研修を計画的に行うとともに、最新の外為法とその他関連法規の周知及び法令順守のための指導を行うものとする。

2 管理部局責任者は、当該部局に所属する教職員等に対し、輸出管理についての理解を深め、かつ意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

(学生等への教育及び監督)

第23条 教職員等は、規制技術等を保管又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為法等及びこの規則についての理解を深めるため、必要な教育研修を行うよう努めるものとする。

2 学生等を主として指導する立場にある教職員等は、学生等が取引をしようとする場合において、外為法等及びこの規則に違反することのないように監督するよう努めなければならない。

第8章 監査

(監査)

第24条 管理統括責任者は、輸出管理が、外為法等及びこの規則に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

第9章 罰則等

(罰則等)

第25条 この規則に違反した教職員等及びこれに関与した教職員等に、故意又は重大な過失があったと認められる場合には、外為法等により処罰を受けているいかんを問わず、国立大学法人富山大学職員就業規則その他適用される関係規則の規定に基づき、必要な措置を厳正に行うものとする。

第10章 雑則

(事務)

第26条 輸出管理に関する事務は、関係部署の協力を得て、学務部国際課において処理する。

(その他)

第 27 条 この規則に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規則を施行後、最初に選出される第 9 条第 3 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定する委員の任期は、第 9 条第 7 項の規定にかかわらず平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 11 月 5 日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 12 日から施行し、令和 4 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和４年９月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。